

【別紙2】

審査の結果の要旨

氏名 佐橋 亮

本論文は、中国における共産党政権成立からカーター政権成立に至る時期における米中関係に関して、アメリカの共産党政権と国民党政権へのアプローチの双方を視野に収め、米中・米台関係の連続性に重点を置いて論じたものである。

冷戦期における国際関係のなかで、米中関係はもともと変化の激しい国際関係として論じられてきた。中国共産党政権との国交を拒んだアメリカは、台湾の国民党政権と同盟を結び、キューバ危機後に米ソ関係が相対的な安定を迎えた後も、米中間の緊張は続いた。だが米中両国の緊張はキッシンジャー訪中とともに一転し、アメリカは共産党政権との国交樹立に踏み切る。この経緯を見れば、米中関係において連続性を論じる意味は乏しい。

だが、金門島事件や中国核実験などの度重なる危機にもかかわらず、米中間に戦争が勃発することはなかった。また、米中接近後も、中国政府が台湾を軍事制圧したわけではない。これまでの研究は米中両国の緊張と変動に注目してきたが、実は米中関係において、危機が戦争にエスカレートすることを抑制するような条件も見られたのではないか。これが本論文の着眼点である。

以下、論文の要旨を述べる。

第一編では、米中・米台関係を捉える理論的枠組みが提示される。アメリカの対外政策では同盟国の協力を得る目的から、同盟国に対する安全の提供、すなわち拡大抑止戦略に基礎が置かれてきた。同盟国に対する信頼関係の保持を優先すれば軍事的コミットメントが過大となってしまう。これまでの学説は、この拡大抑止と信頼性の保持が封じ込め戦略の硬直を生み出したと指摘してきたが、著者はこの点に疑問を提起し、アメリカは同盟国の信頼確保に努めつつも引き受けることの可能なコストとの調整を図っており、信頼性維持のために過大なコミットメントを引き受けることには慎重であったと指摘する。さらに力関係の非対称的な階層的同盟においては同盟国の要請に対する抑制も加えられ、信頼性の確保と過大なコストを必要としない安定の確保、すなわち「信頼性と安定の均衡」が政策の中心にあったと著者は述べている。

第二編では、トルーマン政権からアイゼンハワー政権に至るアメリカの中国政策の展開を、台湾問題の形成に焦点を置いて述べている。共産党政権が成立する過程では中ソを離間させる可能性を検討するなど、国務省において中国政策の見直しが進められていたが、朝鮮戦争によってその見直しは頓挫し、中ソ一枚岩という認識に基づいた中国封じ込め政策が進められる。だが、国民党政権の過大な要求や現状打破の要請に対してはアメリカ政府の対応は慎重であった。1954年の米華同盟形成も国民党政権の行動にワシントンが抑制を加えるという意味があり、事実、二度にわたる台湾海峡危機においてコストの高いコミットメントが回避された。

第三編はケネディ・ジョンソン政権における対中政策の展開を対象としている。中ソ対

立が深まる一方で独自の核開発を進める中国は、それまでとは異なる「強く、独り立ちをした中国」として、新たな安全保障上の脅威となった。アメリカは米華同盟の信頼性を保障しつつ中国政府への非難を繰り返したが、ジョンソン政権はその緊張のなかでも中国の核開発に事実上の黙認を与え、ベトナム戦争においても米中両国の直接の衝突は回避するように努力し、その他方では本土反攻を放棄しない国民党政権に対して抑制が加えられていた。ここには、中国核実験とベトナム戦争のなかで米中対立が深刻となったとこれまで指摘されてきた時期においても、コストの高い関与に対してアメリカ政府が慎重であったことが示されている。

第四編は、ニクソン政権からカーター政権発足に至る時期における、対中・対華政策の転換が議論されている。ニクソン・キッシンジャーによる対中和解政策は米中関係の安定と、その政治的利用を目指してはいたが、台湾問題への波及は目的ではなかった。国民党政権から共産党政権に一方的に切り替えてしまえば、同盟国の信頼を失うばかりでなく、後ろ盾を失った国民党政権がアメリカの承認を得ない行動に走る危険が生まれてしまう。ここでみられる政策は台湾の放棄ではなく、むしろ米中関係の安定とともに国民党政権をもアメリカの影響下に保つ試みであり、国民党政権に対する武器売却はそこに政治的意味があった。アメリカ側には台湾における経済発展によって蒋経国政権が安定を高めるだろうという楽観的な認識があり、事実国民党政権も米台交易の拡大を積極的に進めたため、台湾を手放さずに米中関係を安定させる政策は実現可能であるように見えた。

結果としては、カーター政権の下で米中間の国交が正常化するとともに、米華相互防衛条約はアメリカ政府の宣言によって終了し、米台関係はアメリカの国内立法である台湾関係法に規定されることになる。だが、相互防衛条約の終了はアメリカ政府と国民党政権との関係を断ち切ることを意味していたわけではない。国交正常化交渉においても、米華相互防衛条約終了から一年を経た後は台湾に武器を売却することができると中国に黙認させ、台湾問題の平和的解決を期待するという米国政府の声明も行われた。「ひとつの中国」の承認は中国政府による台湾併合の承認ではなかったのである。条約上の義務ではなくなり、駐留米軍を大きく削減した後も、武器売却などを通して台湾の孤立化を回避する政策が続けられていった。

すなわち、米中関係において、どれほど同盟国からの要請が強くても、アメリカはコストの高いコミットメントは回避すべく、信頼性と安定の均衡を図ってきた。また、米華同盟に見られるように、同盟国との関係は信頼性の確保ばかりでなく、アメリカの意思に反する行動を同盟国がとらないように抑制するという目的によっても支えられていた。封じ込め政策とその転換という視点だけをとるのであれば、このような米中・米華関係の重要な側面は視野から脱落してしまうだろう。

以下、本論文の評価に入る。

本論文の長所の第一は、トルーマン政権からフォード政権に至る長期間にわたる米中関係・米華関係を捉える大きな見取り図を示したことである。現在の米中関係研究は、公開された資料が膨大なためもあって、中国核武装や米中接近など、特定の時期における特定の危機の解明に焦点を置くものが圧倒的に多く、ウォーレン・コーエンの古典的な米中関係史を例外とすれば、米中関係の全体を捉えるような試みは行われていない。本論文はそ

の制約を打破する意欲的な試みとして位置づけることができる。

第二に、その分析が一次資料の広汎な収集に基づいていることを挙げるべきだろう。ワシントンの国立公文書館はもとより、アイゼンハワー、ケネディ、ジョンソン、ニクソン、フォード各大統領図書館所蔵の史料も集めており、当事者へのインタビューも含め、周到な史料収集が結論に説得力を与えている。なお、史料はすべてアメリカ側のものに限られ、中国側の一次史料は用いられていないが、叙述はアメリカ政府の意思決定に議論が絞られているため、この限界が議論を弱めているとはいえない。

第三に、定説を打ち破ろうという意欲がどのページにも見られることである。近年の米中関係研究では米中関係の緊張に注目する業績が多く、そこではアメリカ外交の、ともすれば慎重を欠いた強硬策に目が向けられがちであったが、著者はその研究動向に正面から挑戦し、台湾海峡危機や中国核実験のような安全保障上の危機においても慎重な対外政策を求める声がアメリカ政府のなかに見られたことを丹念に跡づけている。もちろん著者は対中・対華政策に変化がなかったと主張しているのではないが、その安定性・連続性に焦点を置いた本論文には、研究史の流れを反転させる気概があふれている。そのような議論が着実な史料分析に基づいて進められており、本論文は戦後アメリカ外交の歴史解釈において貢献をもたらすものといっている。

次に、本論文の弱点と考えられるのは、以下の点である。

第一に、対外政策の連続性を論じるうえでの、その概念設定について疑問が残る。著者は米中・米華関係を捉える枠組みとして「信頼性と安定のバランス」をとりだしているが、時期によって同盟国の信頼確保と拡大抑止の追求がより強く現れた時期も、また過剰な介入に対して抑制的で慎重な対外政策がとられた時期もあることは否定できない。著者の枠組みはその双方を含む者として設定されているが、ここまで概念の幅を大きくとって議論するとき、この枠組みから逸脱した政策を考えることは困難ではないか、という疑問も生まれる。

第二に、政策の転換期として適切な時期が選ばれているといえるのか、という疑問がある。著者の指摘するとおり、対中・対華政策の転換点としてはニクソン・フォード政権ばかりでなく、カーター政権と、その下での米華条約終結に触れなければならない。だが本論文はフォード政権でほぼ分析を終えており、カーター政権期の対中・対華政策について議論は少ない。これはカーター政権については利用可能な歴史史料が著しく乏しいという現状から見て無理のない限定ではあるが、それでも「台湾切り捨て」と目される政策のとられた時期の検討が乏しいという点は、本論文における米中・米華関係の構図にとってやはり問題となるだろう。史料公開に依存するとはいえ、カーター政権における米中・米華関係の分析が望まれるところである。

しかし、以上のような弱点が本論文の価値を損なうものとはいえない。概念の設定が広いのは、極論に走らない適切な枠組みを模索した結果と見ることができる。カーター政権を対象としていないことは著者の責任に帰すことのできない理由によるものであり、史料収集が可能な時期については十分な史料収集が行われている。このように、概念設定と外交史料の解読の両面において、本論文は、その筆者が高度な研究能力を有することを示すものであることはもとより、学界の発展に大きく貢献する優秀な論文として認められる。以上の理由により、本論文は博士(法学)の学位を授与するにふさわしいと判定する。